

水道水質基準

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号） 最終改正：平成27年3月2日厚生労働省令第29号

項 目	基 準	水道法				ビル管理法			
		51項目	39項目	23項目	9項目	16項目	12項目	11項目	
1 一般細菌	100個/mL以下	○	○	○	○	○		○	
2 大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○		○	
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	○						
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	○						
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○						
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○			●			
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○						
8 六価クロム化合物	0.05mg/L以下※	○	○						
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○			○		○	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	○	○			○		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○		○		○	
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	○						
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○						
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○				▲		
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○						
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○				▲		
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○				▲		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○				▲		
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○				▲		
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○				▲		
21 塩素酸	0.6mg/L以下	○		○			○		
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○		○			○		
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	○		○			○		
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○		○			○		
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○				○		
26 臭素酸	0.01mg/L以下	○	○				○		
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○				○		
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○		○			○		
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○		○			○		
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	○		○			○		
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○		○			○		
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○			●			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	○						
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	○			●			
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○			●			
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	○						
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	○						
38 塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○		○	
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	○						
40 蒸発残留物	500mg/L以下	○	○			●			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○						
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	○						
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○						
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○						
45 フェノール類	0.005mg/L以下	○	○				▲		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○	○	○	○		○	
47 pH値	5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○		○	
48 味	異常でないこと	○	○	○	○	○		○	
49 臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○		○	
50 色度	5度以下	○	○	○	○	○		○	
51 濁度	2度以下	○	○	○	○	○		○	

▲→地下水、その他の水を水源の全部または、一部として飲料水を供給する場合は、3年以内ごとに1回、「有機化学物質7項目」の水質検査を行うこと

●→水質検査の結果水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない

※令和2年4月1日改正予定 現行 0.05mg/L → 改正 0.02mg/L